

株式の分割に関する基準日設定公告

2018年7月13日

株主各位

東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
RIZAP グループ株式会社
代表取締役社長兼 CEO 瀬戸 健

当社は、2018年5月28日開催の当社取締役会において、2018年8月1日（水曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2018年7月31日（火曜日）と定めましたので公告いたします。

当社の発行可能株式総数については、2018年8月1日（水曜日）付をもって、当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数を400,000,000株増加して、800,000,000株といたします。

以上

お知らせならびにご注意

- 2018年8月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等、または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願い致します。
(2) 特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にてお手続きをお願い致します。

口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324（フリーダイヤル）